

『地域組合活動支援金』のお知らせ



- ・地域組合の活動（水路の堀ざらい・草刈り、水門・ポンプの管理）
に対し『地域組合活動支援金』を交付します。
- ・支援金を希望する地域組合は、5月31日までに
待矢場へご連絡ください。

【連絡先】 待矢場両堰土地改良区

電話：0276（33）7181

E-mail：todokede@machiyaba.jp

ホームページ：『まちやば』で検索



※ 納付組合完納交付金は令和6年11月に廃止されました。

※ 組合の活動資金が必要な場合は、本制度をご利用ください。

支援金を希望する地域組合は、5月31日までに待矢場両堰土地改良区事務局へご連絡ください。申請手続きについてご案内いたします。

1. 申請書について

- ・申請書は郵送または指定されたメールへ送信いたします。
- ・当土地改良区ホームページからのダウンロードも可能です。

申請書の提出について、郵送の場合は返信封筒を同封いたしますので、ご返送ください。当改良区へメール（todokede@machiyaba.jp）による申請も可能です。

申請書には、活動内容、使用目的、組合長以外の活動者1名以上の記入および支援金を受け取る組合口座の通帳コピーを添付して、6月30日までに返送してください。

2. 支援金交付について

- ・支援金は、申請書内容を確認のうえ交付されます。
- ・支援金額は、地域組合の組合員賦課面積の合計をha単位として、1haあたり500円で計算されます。（1,000円～20,000円の範囲を予定しています）

3. 交付までの流れについて

- 6月：申請書の提出（6月30日期限）
- 7月：申請書の内容確認・支援金交付決定
- 8月：支援金交付（口座振込）